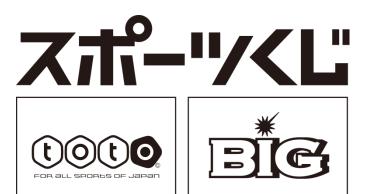
令和2年度

スポーツ振興く 助成金 募 集 の 手 引

【東日本大震災復旧・復興支援助成】 《スポーツによる被災地の子どもたちの心のケア活動等事業》



令和元年11月

独立行政法人日本スポーツ振興センター

スポーツ振興くじ助成金について

「スポーツくじ(toto・BIG)」は、世界の第一線で活躍するアスリートの育成や、地域において、子どもからお年寄りまで、だれもが、いつでも、身近にスポーツを楽しめる環境の整備など、スポーツ振興施策を実施するための財源確保の手段として、スポーツ振興投票の実施等に関する法律(平成10年法律第63号)に基づき、実施しているものです。

独立行政法人日本スポーツ振興センター(JSC)では、その収益を財源として、地方公 共団体やスポーツ団体が行うスポーツ活動等に対して「スポーツ振興くじ助成」を実施する ことで、我が国の豊かなスポーツ環境の整備を推進しています。

「スポーツ振興くじ助成」による一つひとつの事業が、いずれも我が国のスポーツの振興 を図る上で重要な役割を担っており、助成事業については、

- ○関係規程を遵守し、助成金を適正に活用していること。
- ○公益性のある事業として、外部への説明責任を果たせること。
- ○<u>「スポーツ振興くじ助成金」を通じて実施した事業である旨の広報</u>を行うこと。 が必須要件となっております。

<u>交付申請に当たっては、上記趣旨をご理解いただくとともに、本「募集の手引」等を熟読</u> の上、手続きを進めてくださいますようお願いします。

今後においても、スポーツ振興くじ助成金を活用したスポーツ振興くじ助成を推進するため、多くの皆様から「スポーツくじ(toto・BIG)」に対するご理解とご協力をいただけるよう努めてまいります。

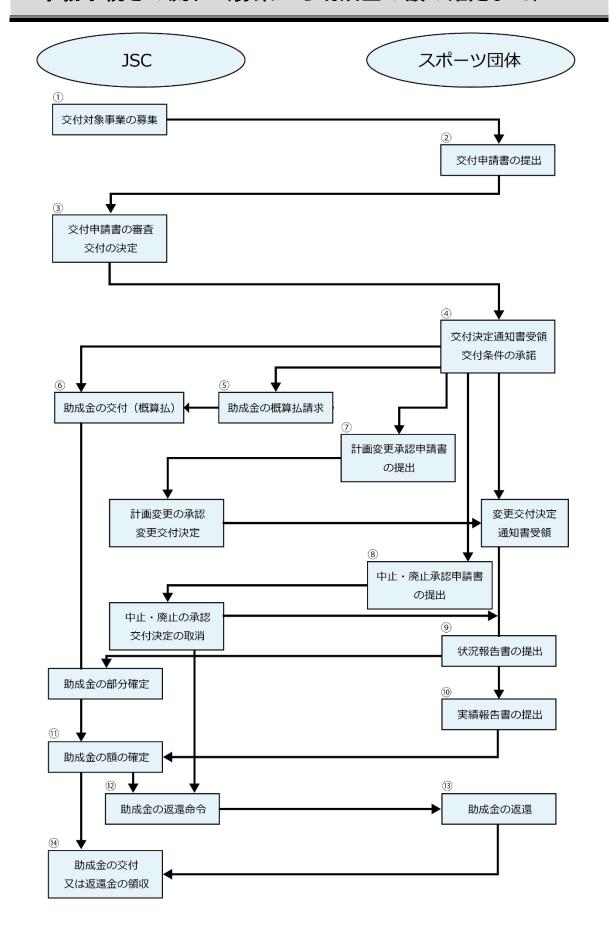


目次

令和	2年度スポーツ振興くじ助成金交付対象事業の募集について	(頁)
1	事務手続きの流れ(募集から助成金の額の確定まで)	3
2	審査の視点	6
3	助成対象事業の実施期間	7
4	助成対象とならない事業	7
5	助成事業を実施する際の条件等	8
6	交付の決定(結果の通知)	10
7	助成事業を実施する上での留意事項等	10
8	助成対象事業の要件等	12
9	申請の手続き	14
10	お問合せ先	16
11	助成対象経費の基準等	17
12	収支に関する証拠書類一覧表	26

- 注)「東日本大震災復旧・復興支援助成」については、以下の規程に基づき実施しています。
- ・スポーツ振興くじ助成金 東日本大震災復旧・復興支援助成実施要綱(被災地支援実施要綱)
- ・スポーツ振興くじ助成金 東日本大震災復旧・復興支援助成実施要領(被災地支援実施要領)
- ・スポーツ振興くじ助成金交付要綱(交付要綱)
- ・スポーツ振興くじ助成金実施要領(実施要領)

1 事務手続きの流れ(募集から助成金の額の確定まで)



※ 時期につきましては、審査の状況により変更となる場合がありますので、あらかじめご 承知おきください。

時 期	No.	事 項	内 容
11 月	1	交付対象事業の募	・助成対象者は、申請受付期間内に、所定の交付申請書
		集	(関係添付書類を含む。)を提出します。
12 月	2	交付申請書の提出	
	3	交付申請書の審査	・JSCは、提出された交付申請書について、書類の不
			足、助成対象事業の要件に合致しているかどうかの書
			類審査を行います。
			・また、書類審査後は、外部有識者による助成審査委員
			会において、審査基準に基づく審査及び助成金の配分
			額を審議します。
4 月	3	交付の決定	・JSCは、③の審査結果に基づき、交付の決定を行い、
			当該団体に対し、交付決定通知書を送付します。
			なお、不採択事業についても当該団体に文書で通知し
			ます。
	4	交付条件の承諾	・必要に応じて条件を付して助成金の交付の決定を行う
			場合があります。
不定期	⑤	助成金の概算払	・助成事業者は、助成金の概算払が必要な場合は、助成
(事業	6		金概算払申請書を提出します。JSCは、請求に基づ
計画期			き概算払を行います。
間内)	7	事業計画の変更	・助成事業者は、助成事業の内容を変更する事由が発生
			した場合は、あらかじめ計画変更承認申請書を提出し
			ます。
			・JSCは、申請書に基づき計画の変更を承認し、必要
			に応じて変更交付決定を行い、当該団体に計画変更の
			承認及び変更交付決定通知書を送付します。
	8	事業の中止・廃止	・助成事業者は、助成事業を中止又は廃止しなければな
			らない場合は、助成事業中止(廃止)承認申請書を提
			出します。
			・JSCは、申請書に基づき、事業の中止(廃止)を承
			認し、交付決定の取消し又は変更交付決定を行います。
	9	状況報告書の提出	・助成事業者は、JSCの指定する時期に、助成事業の
			遂行及び支出状況について助成事業状況報告書を提出
			します。

4月	10	実績報告書の提出	・助成事業が完了した団体は、事業の完了から30日を
又は事			経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日
業完了			までに助成事業実績報告書(支出内容を証する書類の
後 30 日			写しを含む。)を提出します。
以内			
5 月	11)	助成金の額の確定	・JSCは、実績報告書等の書類の審査等を行い、助成
			金の額の確定を行い、助成金交付額確定通知書を送付
			します。
			※助成金の確定額と受領済額に差異がある場合は、以下
			の手続きを行います。
	12	助成金の返還命令	・助成金の概算払済額が、確定額を上回っている場合は、
			助成金の返還命令書を当該団体に送付します。
	13	助成金の返還	・助成金の返還命令書を受領した団体は、命令の日から
			20日以内に返還額の納付(銀行振込)を行います。
	14)	助成金の交付	・助成金の未受領額がある団体については、未払額の交
			付を行います。
		返還金の領収	・JSCは、助成金の返還命令書を送付した団体から、
			返還金を領収します。

2 審査の視点

1 要件に関する審査

本「募集の手引」に明記された申請書類が、受付期限までに提出され、助成対象者及び助 成対象事業の要件に合致していること。

(1) 交付申請書の提出

本「募集の手引」に明記されたすべての申請書類が、受付期限までに提出されていること。

- ※ 交付申請に係る基本書類(<u>助成金交付申請書、事業計画一覧表、事業計画書、収支予算書及び団体概要</u>)が受付期限までに提出されない場合は、受付を行いません。 【郵便(レターパックを含む。)による送付の場合は当日消印有効、それ以外の宅配便等(ゆうパックを含む。)による送付の場合は当センター当日到着分まで】
- ※ 交付申請に係る書類の不備がある場合は、事務審査の評価項目として、減点の対象となります。

(2) 助成対象者の要件

被災地支援実施要綱、被災地支援実施要領及び本「募集の手引」に規定する助成対象 者の要件を満たすこと。

(3) 助成対象事業の要件

被災地支援実施要綱、被災地支援実施要領及び本「募集の手引」に規定する各助成対 象事業の要件を満たすこと。

※ 事業の要件は、事業ごとの項目をご確認ください。

2 助成対象者に関する審査

1の要件に合致した助成対象者について、当該助成対象者のくじ助成へのPR協力体制及び事務処理の状況について、審査を行います。

3 事業内容に関する審査

1の要件に合致した事業について、各助成対象事業の審査項目により審査を行います。審査項目は、助成対象事業ごとに異なりますので、それぞれの項目をご確認ください。

【留意事項】

※ 上記1~3の審査を踏まえ、スポーツ振興事業助成審査委員会の審議を経て、財源 の範囲内において、助成金を交付すべきと認めた事業に対し、助成金の交付を決定し ます。

助成要件を満たす事業であっても、審査基準に基づく採点の結果、不採択若しくは、

申請額から減額した配分となることがあります。(申請をした全ての事業が採択されるとは限りません。)

※ 交付申請時の提出書類の記載内容に基づき書類審査を行い、原則として記載が無い ものについては確認を行わずに審査を進めることとなります。記載漏れの無いよう事 実に基づいて正確に記載してください。また、交付決定を受けた事業については、申請 時に記載した計画を確実に実施する必要がありますので、あらかじめご注意ください。

3 助成対象事業の実施期間 被災地支援実施要綱第2条第2項

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間に実施するものとします。

※ 令和2年3月31日以前の経費は、原則、助成対象経費となりません。

4 助成対象とならない事業 交付要綱第2条第2項、実施要領第5条第2項

- (1) 助成対象事業が、次に掲げる事業である場合は助成対象となりません。
 - ア 収入総額が支出総額を上回る事業
 - イ スポーツの振興を目的とする国費(国費を財源とする資金を含む。)を活用しようと する事業
 - (例) 国の委託金、交付金又は補助金
 - (例) 他の独立行政法人が交付する助成金
 - ウ スポーツ振興基金助成金又は公営競技等(競馬、競輪、競艇、オートレース及び宝く じ(当せん金付証票))の収益による補助金若しくは助成金を活用しようとする事業
 - エ 助成対象事業の全部を第三者(営利法人等)に委任して実施しようとする事業
 - ※ 助成対象者が本来行うべき業務(企画・立案等)を委任する場合も、助成対象者が 行う事業とならないため助成対象となりません。
 - オ 実施しようとする事業に係るすべての収入及び支出が助成事業者において経理されない事業
 - ※ 実施しようとする事業の一部を助成対象事業とすることは、助成金の額の確定が 困難なため、助成対象となりません。

(主催構成団体において実行委員会を組織し、構成団体で経費を分担して実行委員会が一括経理する場合、実行委員会は助成対象者ではありませんので、実行委員会収支予算を助成事業の事業予算とすることはできません。この場合、助成対象者が実行委員会に支出(委託)する経費のみが助成対象経費となります。)

カ 第三者への寄附、支援等を目的とする慈善(チャリティ)事業

- (2) 助成事業の実施後、実績報告書に基づく審査の結果、助成対象事業の要件に合致しない場合、助成金の交付は行いません。
 - (例) 助成事業を実施した結果、助成対象経費が下限額を下回った場合
- (3) 定款等において特定の競技種目の振興及び普及を掲げている団体が、定款等に掲げていない競技種目に関する事業を実施しようとする場合、助成対象事業とみなさない場合があります。
- (4) 主たる目的がスポーツの振興でない事業は、助成の対象となりません。
 - (例) 主たる目的が食の振興であるイベント開催事業
 - (例) 主たる目的が観光の振興である情報提供事業

5 助成事業を実施する際の条件等

助成事業を実施する際には、以下の条件等があります。条件を満たさない場合は、助成金 交付決定の取消しや助成金の返還請求を行うこともありますので、あらかじめご承知おきく ださい。

(1) ロゴマーク等の表示 交付要綱第22条

助成事業者は、助成事業の実施に際し、助成金による助成事業である旨の記載及びスポーツくじ(toto・BIG)のロゴマークの表示を行う必要があります。

なお、整備した施設への看板設置、印刷物やホームページコンテンツ作成などを行う場合は、ロゴマーク等の表示を行い、その画像等を状況報告書及び実績報告書に添付することになります。

(2) 助成事業の公開等 交付要綱第23条

助成事業者は、助成事業の実施状況及び実施結果並びに助成金の使途に関する情報をホームページ等により公開してください。

JSCは、助成事業の実施結果等について、不開示情報を除き、ホームページ等に公開 します。

また、提出書類は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づき、情報公開の対象となります。

なお、助成金交付手続きに必要な書類に含まれる個人情報については、当該審査業務 以外の用途に使用いたしません。

(3) 事業評価の実施等 実施要領第15条

助成事業者は、助成対象期間終了後において、JSCの求めに応じて、JSCが定める 当該助成事業に係る評価及び経年後の調査等を実施する必要があります。

◆スポーツ振興事業助成評価について

JSCでは、スポーツ振興に関するニーズ等を踏まえて実施した助成事業に対して、 有効性・必要性・継続性の観点から評価し、その結果を助成事業の見直しに活かすこと で、限られた助成財源を有効に配分し、より効果的な助成とすることとしています。

※ 本評価は、助成事業者が実施する個々の事業を評価するものではありませんが、 助成事業者は、事業ごとの指標について、助成事業実施年度とその前年度の数値 を、把握しておく必要があります。

◆事業効果調査票の提出について

助成決定者は、助成事業の実施完了後、実績報告書の提出に合わせ、上記評価に関する調査票を提出することになります。

評価の実施内容については、以下のISCホームページをご確認ください。

JSCのホームページ

⇒ https://www.jpnsport.go.jp/sinko/kuji/tabid/857/Default.aspx

(4) 広報への協力等の依頼

JSCが発行する広報誌やホームページに掲載する記事の原稿執筆や活動写真の提供 等にご協力をお願いします。

また、助成事業者の発行する広報誌やホームページへのスポーツくじ(toto・BIG)の販売促進等につながる記事やロゴマークの掲載、活動場所等における販売スケジュールポスターの掲示にご協力をお願いします。

(5)調査等の実施 交付要綱第10条、第13条

JSCは、助成事業者に対し、助成事業の遂行及び収支等の状況について報告を求め、 又はその状況を調査することがあります。

また、助成金の額の確定に当たり、実績報告書等の書類の審査に加え、現地調査を行うことがあります。

6 交付の決定 (結果の通知)

申請された事業については、令和2年4月上旬に開催予定のスポーツ振興事業助成審査委員会の審議を経て、助成金の交付を決定します。

なお、交付申請事業の採否については、令和2年4月下旬(予定)に、文書により通知(郵送)します。それ以前の採否に関するお問合せにはお答えできませんのでご了承ください。

また、必要に応じて、<u>申請に係る事項について修正を加えることや、条件を付して助成金</u>の交付の決定を行う場合があります。

交付の決定を行った事業の名称等については、JSCのホームページ等において公開します。あわせて、交付申請書提出時の資料に基づく当該団体の概要に関する情報(不開示情報を除く。)についても公開しますので、あらかじめご了承ください。

7 助成事業を実施する上での留意事項等

助成金の経理 交付要綱第21条、実施要領第13条

- (1)助成事業者は、JSCが指定する収支簿を作成するとともに、助成事業者が作成する 会計帳簿(財務諸表、総勘定元帳等)において、助成事業以外の経理と明確に区分して 助成事業の収入額及び支出額を記載し、助成金の使途を明らかにする必要があります。 (一般会計(団体の運営費)や他の事業会計と区分して経理をお願いします。)
- (2) 助成事業者は、上記の収支簿及び収支に関する証拠書類を、助成事業の完了した日の 属する年度の翌年度から10年間保存する必要があります。
- (3) 助成事業者は、金融機関に助成事業についての専用の口座を設け、助成事業に係る入出金は当該専用口座を活用する必要があります。

なお、専用口座の開設に当たっては、スポーツくじ(toto・BIG)にご協力いただいているお近くのスポーツくじ(toto・BIG)取扱い信用金庫を可能な限りご利用くださるようお願いします。

スポーツくじ (toto・BIG) 取扱い信用金庫は以下のホームページでご確認ください。 \Rightarrow http://www.e-map.ne.jp/p/totomap/

※会計処理に関する留意事項等は、別冊「会計処理の手引」を参照してください。

取得財産の管理等 交付要綱第19条及び第20条、実施要領第12条

- (1) 助成事業者は、助成対象経費により取得し、又は効用の増加した財産については、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従って、その効率的運用を図る必要があります。
- (2) 助成事業者は、取得財産等のうち、不動産及びその従物並びに取得価格又は効用の増加価格が1個又は1組50万円以上の設備、機械及び器具については、JSCが定める期間内において、JSCの承認を受けないで助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供することはできません。
- (3) 取得財産等を処分制限期間内に用途廃止する場合は、あらかじめJSCの承認が必要となります。また、この場合、助成金の全部又は一部について返還を求める場合があります。

助成金の額の確定

助成事業者は、助成事業完了後30日以内又は翌年度の4月10日のどちらか早い日まで に「助成事業実績報告書」を提出いただくこととなります。

JSCは、実績報告書の審査等を行い、助成金の額を確定することとなります。

なお、助成金の額は、額の確定の際、事業の収支や額の確定に係る審査の状況などにより、 減額又は取消しとなる場合がありますのであらかじめご了承ください。

※ 交付決定を受けた全額が助成されるとは限りません。

助成金の交付(支払)

助成金の交付(支払)は、事業完了後に提出される実績報告書を審査の上、助成金の額の確定後に行います(精算払)。

助成金の交付決定後、助成事業の遂行に必要であるとJSCが認めた場合においては、助成金の概算払(銀行振込)を行います。

※ 事業の進捗状況や財政状況などによって、概算払に応じられない場合があります。

概算払については、計画どおりに事業が実施できず、確定額が概算払済額を下回り、返還となるケースもありますので、事業計画と収支の見通しを踏まえて、概算払申請額は慎重に 決定してください。

なお、助成金の返還となった場合は、助成金の額の確定日(返還命令日)から20日以内に返還額を納付することとなります。(指定の期日までに返還できない場合は、延滞金が発生します。)

8 助成対象事業の要件等

≪ I スポーツによる被災地の子どもたちの心のケア活動等事業 ≫

概要

スポーツによる被災地の子どもたちの心のケア活動等事業は、東日本大震災の被災地において、 子ども等を対象に行うスポーツを通じた支援活動に対して助成することにより、当該地域のスポーツ環境の復興支援を図ることを目的とします。

審査の視点

提出された交付申請書は、次の各助成対象事業細目ごとの審査項目により審査を行います。 なお、全事業共通の審査の視点並びに助成対象者及び助成事業に関する要件については、6~11 ページを確認してください。

助成対象事業細目	審査項目	審査の視点
スポーツによる被災	満足度調査	事業終了後に、参加児童・生徒に対する満足度調査
地の子どもたちの心		を行うか
のケア活動等事業	事業規模	実施予定数
		参加児童・生徒数
		指導者(夢先生)数

助成対象事業となる要件、助成対象経費及び助成金の額の算定方法等

1 スポーツによる被災地の子どもたちの心のケア活動等事業

ア 助成対象事業

助成の対象となる事業は、次に掲げる事業とします。

- (ア) スポーツこころのプロジェクト 笑顔の教室
- (イ)被災地の子どもたちの心のケア活動等 ※(ア)以外の必要な事業

イ 助成対象者

助成の対象となる者は、公益財団法人日本スポーツ協会とします。

ウ 助成対象経費

- (ア) 助成の対象となる経費は、諸謝金、旅費、借料及び損料、印刷製本費、スポーツ用具費、通信運搬費、雑役務費、その他事業の実施に直接必要な経費とします。
 - ⇒「収支予算書の助成対象経費総額(A)」欄に記載する経費となります。 なお、各経費の内容及び執行方法等については、あらかじめ別冊「会計処理の手引」を ご覧ください。
- (イ) 1件当たりの助成対象経費限度額は、(ア)の費目ごとに実施要領別表「助成対象経費の基準等」により算出した額の合計額とします。
 - ⇒「収支予算書の助成対象経費限度額(B)|欄に記載する経費となります。
- (ウ) 助成対象経費限度額の合計額は、1又は複数の事業を交付申請する場合のいずれにおいて も、下表に掲げる額を限度とします。
 - ⇒「収支予算書の助成対象経費限度額 (C)」欄には、(イ)により算出した額と下表に掲げる額のいずれか低い額を記載することになります。

	助成対象経費の合計額
ア(ア)の事業	200,000千円
ア(イ)の事業	30,000千円

エ 助成金の額

1件当たりの助成金の額は、ウにより算出した助成対象経費限度額の千円未満を切り捨てた額を限度とします。

なお、1件当たりの助成金の確定額は、配分された助成金の額と実支出額に係る当該助成対象 経費限度額の千円未満を切り捨てた額のいずれか低い額とします。ただし、確定しようとする助 成金の額を含めた助成事業の収入総額が支出総額を上回る場合は、確定しようとする助成金の額 から上回った額(千円未満切上げ)を減じた額を確定額とします。

9 申請の手続き

提出書類

	成金交付申請書 表(指定様式)		文書番号・日付が終 「申請者名」欄に、「 中央の「交付申請報」 でいるか。助成対象 「交付申請額」は千 該当する事業に、	団体名及び代額」の金額が、象者から申請。	表者名が正しく 「事業計画一覧	表」や「収支				
業計画一覧			中央の「交付申請額」 ているか。助成対象 「交付申請額」は千 該当する事業に、6	額」の金額が、象者から申請す	「事業計画一覧	表」や「収支				
業計画一覧			ているか。助成対象 「交付申請額」は干 該当する事業に、何	象者から申請す			予算書 の余	AT - A - 1 : -:	1 '	
	表(指定様式)		該当する事業に、何	円未満切捨て		請観を台昇し			紙媒体	
	表(指定様式)				ての額になってし	いるか。			:	
本概要(指定			(「助成金交付申請				らか。)		紙媒体	
本概要(指定			助成対象者から申	請する全事業	を記載している	か。			<i></i>	<u> </u>
本概要(指定			団体名は正式名で	記入されてい	るか。				ļ	
平194.35 (1日 A	=#¥ = *\		代表者名は、役職	代表者名は、役職名から記入されているか。 					紙媒体	
	E1# 14/		「所在地」は郵便物	『の送付を希望	星する住所を記 え	くしているか。			メール	
			法人番号は正しく言	記入されている	ふか 。					<u> </u>
業計画書(排	旨定様式)		「実施期間」が令和	12年度内の日	付になっている	か。			紙媒体 メール	
			収入額と支出額が	一致しているだ	か。					
支予算書(指	○中推士\		「くじ助成金」は千F	円未満切捨ての	の額になってい	るか。			紙媒体	
X 17 异音(f)	目 止 (宋氏 <i>)</i>		「団体名」は団体概	・要に記入した	:団体名と同じに	なっているか	٠,		メール	
			「事業名」は、事業	計画書に記入	した事業名と同	じになってい	るか。			
#. 	5 ☆ #+\		件名(品名)、単価	や、数量等の	積算内訳が具体	ト的に記入さ	れているか。		紙媒体	
費内訳表(指	1.上怀式/		規程等の単価に基	づき積算内訳	マガ作成及び記.	入されている;	か。		メール	
ポーツ振興く	じ助成のPR協力	等に関する	「計画」欄がすべて 過去に助成を受け			がすべて記え	入されているか	۱٬۰	紙媒体	
]査票(指定様式)		「実績」欄で「〇」と し、写真等)が添付			内容が確認で	きる書類(例	:広報誌やHPの写	机纵冲	1	
社会的勢力	排除に関する誓糸	勺書	団体名は正式名で	記入されてい	·るか。				紙媒体	
(定様式)			代表者名は、役職	名から記入さ	れているか。				机然冲	<u> </u>
人の定款									紙媒体	<u> </u>
人の組織ー	覧表		法人の組織図及び	くれぞれの音	8署に属する役	職員名が記入	くされているか	١,	紙媒体	ı
人の事業概	況説明書		法人設立から現在	までの沿革、	最近における事	業の内容・規	模が記入され	こているか。	紙媒体	
人の登記簿	謄本(原本)		法人登記簿謄本()	原本)は3か月	以内のものであ	るか。			紙媒体	
	オ務諸表(貸借対! 录、収支計算書等		平成30年10月1日7 表を提出。 ※会計期間の記載			冬了しているst	会計年度の団	体全体の財務諸	紙媒体	
	•旅費支給規程		謝金・旅費の支給 経費内訳表で計上				にているか。		紙媒体	提出
式任意)			※諸謝金・旅費を即	助成事業経費	内に計上してい	る団体のみ提	匙出。		daysk FT.	不要
5 内訳根狐	聿 粨		損料等)のうち、積円」等の記載の場合	算内訳(単価、 合)は、積算内	、数量等)が明記 可訳がわかるもの	されていない (見積書等)	・経費がある は	場合(「一式〇〇万	紙媒体	提出
15 積算内訳根拠書類		※積算内訳(単価、	、数量等)が明	目記されている経		、必要に応じ	て積算内訳がわ	description.	不要	
	工 質量		※宝石禾号 合笠物		た行る団はのです	<u>————————————————————————————————————</u>			<u> </u>	提出
<u>ሂ</u> ቷል መታ	」		本夫打安貝芸寺界	二百つ安計を	<u> 51 「フ図14のみお</u>	€Щ∘			紅珠1个	不要
託先の収支			未 紅生の如@岬#	がわか マ ナ の)(相約 処昌々	簿)を提出。			紙雄体	提出
算内		訳根拠書類 の収支予算書		損料等)のうち、積 円」等の記載の場 ※役務請負経費を ※積算内訳(単価、 かるものの提出を の収支予算書 ※実行委員会等第	損料等)のうち、積算内訳(単価、 円」等の記載の場合)は、積算内 ※役務請負経費を対象経費に計 ※積算内訳(単価、数量等)が明かるものの提出を求める場合が の収支予算書 ※実行委員会等第三者へ委託を	損料等)のうち、積算内訳(単価、数量等)が明証 円」等の記載の場合)は、積算内訳がわかるもの ※役務請負経費を対象経費に計上する団体の必 ※積算内訳(単価、数量等)が明記されている経 かるものの提出を求める場合があります。 の収支予算書 ※実行委員会等第三者へ委託を行う団体のみ打	損料等)のうち、積算内訳(単価、数量等)が明記されていなし 円、等の記載の場合)は、積算内訳がわかるもの(見積書等) ※役務請負経費を対象経費に計上する団体のみ提出。 ※積算内訳(単価、数量等)が明記されている経費であっても かるものの提出を求める場合があります。 ※実行委員会等第三者へ委託を行う団体のみ提出。	損料等)のうち、積算内訳(単価、数量等)が明記されていない経費がある。 田川等の記載の場合)は、積算内訳がわかるもの(見積書等)を提出。(過ぎ ※役務請負経費を対象経費に計上する団体のみ提出。 ※積算内訳(単価、数量等)が明記されている経費であっても、必要に応じ かるものの提出を求める場合があります。 の収支予算書 ※実行委員会等第三者へ委託を行う団体のみ提出。	※ (校務請員経質を対象経質に計上する団体のみ提出。 ※ 積算内訳(単価、数量等)が明記されている経費であっても、必要に応じて積算内訳がわかるものの提出を求める場合があります。 ※実行委員会等第三者へ委託を行う団体のみ提出。 委託先の組織概要がわかるもの(規約、役員名簿)を提出。	撮料等)のうち、積算内訳(単価、数量等)が明記されていない経費がある場合(「一式〇〇万円)等の記載の場合)は、積算内訳がわかるもの(見積書等)を提出。(過去の実績でも可。) ※役務請負経費を対象経費に計上する団体のみ提出。 ※積算内訳(単価、数量等)が明記されている経費であっても、必要に応じて積算内訳がわかるものの提出を求める場合があります。 ※実行委員会等第三者へ委託を行う団体のみ提出。 紙媒体

提出方法

(1) 提出書類の分類

- ア ホームページからダウンロードした様式に記載し、紙媒体で提出するもの
- イ 団体で用意した書類を、紙媒体で提出するもの(指定の様式がないもの)
- ウ アの書類のうち、紙媒体による提出と併せて、メールに添付して提出するもの

JSCの定める書類については、JSCのホームページからダウンロードをして作成してください。

※ 申請事業ごとに提出書類が異なりますので、よくご確認の上、ご申請ください。 JSCのホームページ ⇒ https://www.jpnsport.go.jp/sinko/

(2) 提出方法

交付申請書は、すべて紙媒体で提出してください。

- ※ 以下の書類については、紙媒体による提出と併せて、メールに添付して送付してください。
 - 1 団体概要
 - 2 事業計画一覧表
 - 3 事業計画書
 - 4 収支予算書

(3) 提出先

<紙媒体による書類提出先>

〒107-0061 東京都港区北青山2-8-35

独立行政法人日本スポーツ振興センター スポーツ振興事業部 支援企画課

※ 申請書類を持参する場合は、平日の9時00分~17時00分の間に受付を行います。 それ以外の時間帯の受付は、いっさい行いませんのでご注意ください。

<送信用メールアドレス>

jyosei-shinsa@jpnsport.go.jp

<メール送信時の件名>

「くじ申請」+「団体名」

例) くじ申請公益財団法人〇〇協会

※ メールによる提出が必要な書類も、受付期間内に送付してください。

◎留意事項

- ・ 交付申請書の提出に当たっては、団体内の申請事業をとりまとめの上、提出してくだ さい。
 - ※ 締切日の異なる複数の事業を申請する場合にあっても、同様に、交付申請書は1枚にまとめてください。

- ・ 交付申請書は、団体代表者印を押印したものを送付してください。
- 団体名は、法人格から記載してください。
- 事業名は、事業内容の概要となるような名称としてください。
- ・ 送付の際は、封筒に「くじ助成金交付申請書在中」と朱書きし、簡易書留、宅配便等の 配達記録の残る方法で提出してください。
- ・ 提出した書類の内容について、JSCから問合せをすることがありますので、提出書類の写しを、必ず保管してください。
- ・ 団体の連絡先や担当者等の変更があった場合は、「団体概要」を修正の上、速やかに、 提出先の送信用アドレスあてにメールにて送付してください。
- ・ 事業計画書等の交付申請書類の様式は、必ず令和2年度の様式を使用してください。

(4) 受付期間

令和元年11月18日(月)~令和2年1月14日(火)

【紙媒体による提出書類:郵便(レターパックを含む。)による送付の場合は当日消印有効、 それ以外の宅配便等(ゆうパックを含む。)による送付の場合は当センター当日到着分まで /メール添付書類:期日厳守(締切日の17:00まで)】

◎留意事項

次の場合は、いかなる事由にあっても、受付を行いませんのでご了承ください。

- ・ 交付申請に係る基本書類(助成金交付申請書、事業計画一覧表、事業計画書、収支予算 書及び団体概要)が受付期間内に提出されない場合
 - 例1)メールに添付する書類は送ったが、紙媒体による提出が必要な書類が期限内に届かなかった場合
 - 例 2)紙媒体による提出が必要な書類は、期限内に提出されたが、メールに添付する書類が期限内に届かなかった場合
 - 例3) 紙媒体による提出が必要な書類が、受付期間終了後に到達した場合において、期限内に発送したことが消印等で確認できない場合(料金後納郵便等)
- ・ 指定した方法によらない場合(申請書類のFAX送信等)

10 お問合せ先

申請に関するご相談、ご質問は、以下の問合せ先までお問い合わせください。

問合せ内容	担当係	電話番号
助成事業に関すること	支援企画課 競技スポーツ支援係	03-5410-9150
規程等に関すること	支援企画課 企画・総括係	03-5410-9180

助成対象経費の基準等

【労務を行った個人に対する報酬 (謝金・賃金等)】 実施期間内の労務に要する経費 ※会社等事業者に請け負わせたものは雑役務費となります。

労務の内容	支給対象者	支出科目	単位	基準単価
タレント発掘・一貫指導育	強化スタッフ、トレー ナー・管理栄養士・帯同審 判員・看護師			30,000円
成事業、身体・運動能力特性に基づくタレント発掘事業(労務日当)	ドクター	諸謝金	日	50,000円
未(万伤口曰)	支援スタッフ・競技パート ナー・介助者			10,000円
	スポーツ指導者、審判員、 スポーツトレーナー		日	10,000円
スポーツ教室・講習会に係る実技指導・助言	トップアスリートの実技指導を主とした出演 (日本代表選手・監督・コーチを原則とする。)	諸謝金	日	100,000円
会議出席	会議等出席者	諸謝金		10,000円
	4		月(週休2日、1日8時間相 当)	220, 000円
	クラブマネジャー(正) ※別に定めるクラブマネ ジャー有資格者等		日 (8時間以上、上記を上限 とする。)	10,000円
	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7		時間 (上記を上限とする。)	1, 250円
	※有資格者等のクラブマネジャー(正)が配置されるまで(助成初年度)		月(週休2日、1日8時間相 当)	202, 400円
総合型地域スポーツクラブ マネジメント		賃金	日 (8時間以上、上記を上限 とする。)	9, 200円
			時間 (上記を上限とする。)	1, 150円
	クラブマネジャー(副) ※別に定めるクラブマネ ジャー有資格者等		月(週休2日、1日8時間相 当)	184, 800円
			日(8時間以上、上記を上限 とする。)	8, 400円
			時間 (上記を上限とする。)	1, 050円
			月(週休2日、1日8時間相 当)	374, 000円
総合型地域スポーツクラブ 育成指導等	クラブアドバイザー	諸謝金 賃金	日 (8時間以上、上記を上限 とする。)	17, 000円
			時間 (上記を上限とする。)	2, 100円
講演・講義 (専門的テーマ等による講話・ 資料を使用して行う解説等)	講演・講義講師 ※補助者はスタッフ謝金	諸謝金	日	24, 000円
発表	発表者・パネリスト	諸謝金	日	14, 000円

【労務を行った個人に対する報酬 (謝金・賃金等) 】 実施期間内の労務に要する経費 ※会社等事業者に請け負わせたものは雑役務費となります。

基準単価 労務の内容 支給対象者 支出科目 単位 日(8時間以上) 7.000円 調査データ等集計員 時間 875円 (上記を上限とする。) データ分析 諸謝金 日(8時間以上) 15.000円 データ等分析員 時間 (専門的知識を有する者) 1,875円 (上記を上限とする。) 日(8時間以上) 10.000円 大会役員・スタッフ・審判 時間 員・トレーナー 1,250円 (上記を上限とする。) 日(8時間以上) 7,000円 運営支援スタッフ (会場整理・誘導員・補助 時間 875円 スポーツ教室、大会等に係 (上記を上限とする。) る行事運営 諸謝金 日(8時間以上) 50,000円 (実働日に限る。) 医師 時間 6,250円 (上記を上限とする。) 日(8時間以上) 10,000円 看護師 時間 1,250円 (上記を上限とする。) 司会・コーディネーター アナウンサー 諸謝金 時間 10,000円 ※請負の場合は雑役務費 (専門的能力を有する者) 国際大会 日 100.000円 诵訳 国際会議 (専門的能力を有する者) ※請負の場合 諸謝金 ※ボランティアは運営支援 スタッフ謝金 は雑役務費 その他 В 50.000円 外国語 4.000円 →日本語 (400字/200ワード) 翻訳 翻訳者 諸謝金 日本語 6,000円 →外国語 (400字/200ワード) 通訳者 (専門的能力を有する者) 手話诵訳 諸謝金 時間 7.000円 ※ボランティアは運営支援 スタッフ謝金 リードDCO Н 16,500円 DCO (Doping Control 日 14,000円 ドーピング・コントロール 諸謝金 Officer) 代表立会人 Н 10.000円 (NF Representative) 仲裁人・調停人・忌避委員 54,000円 会委員 スポーツ仲裁・調停等 諸謝金 回 (緊急仲裁等の特別な事情 108,000円 がある場合のみ) 枚 (日本語400字) 1.800円 原稿作成者 原稿執筆 諸謝金 頁(グラビア、イラスト) 5,000円 インタビュー対象者 枚 (日本語400字) 1,800円

摘 要

- 〇 上記の基準単価は、助成事業における助成対象経費の限度額となります。限度額を超過した額は、助成対象経費とはなりません。助成事業者又は間接助成事業者が諸謝金、賃金の単価を定める場合は、高額とならないように配慮し、合理的な単価を設定してください。
 - なお、助成事業者又は間接助成事業者における規程等で定める単価が、上記の基準単価を下回る場合は、 その規程等で定める単価を適用します。
- 〇 上記の基準に時間単位の上限が設定されている労務における従事した時間の算定については、30分単位と し、端数を切り捨てます。
- JOC/JPC専任コーチ(専任コーチングディレクター、専任メディカルスタッフ、専任情報・科学ス タッフ、専任クラシファイア、専任競技パートナー、専任競技用具担当スタッフ、ナショナルコーチ、アシ スタントナショナルコーチ)等に対する謝金は、対象外経費となります。
- トップアスリートが複数回指導を行う場合等は、出演ではなく定期的な指導とみなしますので、謝金の基準単価については、スポーツ指導者と同一の扱いとします。(将来性を有する競技者の発掘及び育成活動助成の場合には強化スタッフと同一の扱いとします。)
- 申請団体及び申請団体と関係のある団体の役職員又は所属選手に対する謝金の基準単価については、スポーツ指導者と同一の扱いとします。
- 会議出席謝金については、「天然芝維持活動事業」、「総合型地域スポーツクラブ創設支援事業」、「総合型地域スポーツクラブ創設事業」、「国民体育大会冬季大会の競技会開催支援事業」、「タレント発掘・一貫指導育成事業」、「身体・運動能力特性に基づくタレント発掘事業」、「国際スポーツ会議開催事業」又は「国際競技大会開催事業」に限り対象経費となります。
- 〇 専門的資料を使用し、解説等を含む実技指導を行う場合の謝金の基準単価については、「講演・講義」と 同一の扱いとします。
- 司会・コーディネーター謝金については、講習会・国際会議・国際競技大会・国民体育大会冬季大会の競技会開催支援に限り対象経費となります。
 - なお、専門的能力を有することが確認できない場合は、スタッフ謝金となります。
- 〇 翻訳及び原稿執筆の枚数の算定については、0.5枚単位とし、端数は100字・50ワード未満を切り捨て、 100字・50ワード以上を切り上げます。ただし、全体で100字・50ワード未満の場合は、0.5枚とします。
- 情報提供事業に係る写真(グラビア)撮影及びイラスト作成については、専門的技術及び経験を有してい る者が撮影又は作成した場合に限り対象経費となります。(撮影時の拘束時間又は作成に要した時間では積 算しない。)
- 〇 グラビア及びイラスト作成の頁の算定については、0.5頁単位とし、1頁の紙面に占める割合が2分の1以上の場合は1頁、2分の1未満の場合は0.5頁とします。
- 国際大会等の通訳労務を伴う帯同について、専門的能力を有し、主として通訳業務を本業とする者については通訳謝金の基準単価、その他の者についてはスタッフ謝金の基準単価を適用します。
- 〇 スポーツ教室、大会等に係る行事運営謝金について、原則、助成事業実施日及び実施日の前後それぞれ1日 の労務(会場設営撤去等)に限り対象経費となります。
- 総合型クラブが定期的に実施するスポーツ教室における「データ分析」及び「スポーツ教室、大会等に係る行事運営」労務に係る謝金については、対象外経費となります。
- 上記基準表に定められていない労務に対する謝金については、すべて対象外経費となります。
- 総合型地域スポーツクラブ活動助成(クラブアドバイザー配置事業を除く。)については、助成事業者又 は間接助成事業者において定めた諸謝金又は賃金の単価のうち、助成対象経費の合計額の算出に当たって含 めることができる金額の上限を以下のとおり定める。

労務の内容	支給対象者 (労務者)	支出科目	単 位	上限単価
スポーツ教室・講習会に係る	スポーツ指導者、審判員、スポーツトレー	諸謝金	日(2時間以上)	4, 000円
実技指導・助言	ナー	11 例立	時間(上記を上限とする。)	2, 000円
	クラブマネジャー (正)		月	100, 000円
	※有資格者等のクラブマネジャー(正)が配置されるまで(助成初年度)	賃金	月	95, 000円
	クラブマネジャー(副)		月	80,000円

〇 「総合型地域スポーツクラブ自立支援事業」、「総合型地域スポーツクラブ活動基盤強化事業」については、諸謝金及び雑役務費(大会スタッフや指導者の派遣等を会社等事業者に請負わせる場合の経費に限る。)の合計額の助成対象経費限度額は、1件当たりの助成対象経費の合計額に50%を乗じた額を上限とする。

【旅費】 助成事業の従事等に係る実施期間内の旅行に要する経費 ※実費弁償が原則となります。

種別・支出科目細目 旅費第出基準	ポーツ協 協会、④ E勤地内
旅費	ポーツ協 協会、④ E勤地内
※「将来性を有する競技者の発掘及び育成活動助成」、「東京オリンピック・パラリンピ技大会等開催助成」、「クラブアドバイザー配置事業」及び「①公益財団法人日本スポ会、②公益財団法人日本オリンピック委員会、③公益財団法人日本障がい者スポーツ(のでは、日本パラリンピック委員会の加盟競技団体が実施する事業」については、在(片道20km未満(出発地と同一市町村内を含む。))の旅行に要する経費も対象経費とす。 ※特別区については、特別区内を同一市町村とみなします。以下同じ。 交通費 出発地~用務地間の駅・バス停等を起点・終点として算出 ※原則、最も経済的な経路を対象とする。 鉄道賃 次のア~オの合計額 ア 旅客運賃 イ 普通急行料金 ウ 特別急行列車料金 エ 新幹線特別急行列車料金 オ 座席指定料金 ※ 特別車両(グリーン車等)に係る料金は対象となりません。 船 賃 次のア~イの合計額 ア 旅客運賃 (はしけ賃及び桟橋賃を含む。) 運賃の等級を三階級に区分する船舶の場合は、中級の運賃 運賃の等級を三階級に区分する船舶の場合は、下級の運賃 イ 座席指定料金を徴する船舶の場合には、座席指定料金	ポーツ協 協会、④ E勤地内
※原則、最も経済的な経路を対象とする。 鉄道賃 次のア〜オの合計額 ア 旅客運賃 イ 普通急行料金 ウ 特別急行列車料金 エ 新幹線特別急行列車料金 オ 座席指定料金 ※ 特別車両 (グリーン車等) に係る料金は対象となりません。 船 賃 次のア〜イの合計額 ア 旅客運賃 (はしけ賃及び桟橋賃を含む。) 運賃の等級を三階級に区分する船舶の場合は、中級の運賃 運賃の等級を二階級に区分する船舶の場合は、下級の運賃 イ 座席指定料金を徴する船舶の場合には、座席指定料金	
ア 旅客運賃 イ 普通急行料金 ウ 特別急行列車料金 エ 新幹線特別急行列車料金 オ 座席指定料金 ※ 特別車両 (グリーン車等) に係る料金は対象となりません。 船 賃 次のア〜イの合計額 ア 旅客運賃 (はしけ賃及び桟橋賃を含む。) 運賃の等級を三階級に区分する船舶の場合は、中級の運賃 運賃の等級を二階級に区分する船舶の場合は、下級の運賃 イ 座席指定料金を徴する船舶の場合には、座席指定料金	
	• .
車 賃 次のアまたはイのいずれかの額 ア 現に支払った旅客運賃 (タクシーについては、必要その他やむを得ないみ対象) イ 定額 (旅行1kmにつき37円を上限とする。) (1km未満の端数切捨て) 道路通行料金、駐車場代については、定額に含めず現に支払った額とす	
宿泊費 1泊につき上限12,000円 ※「将来性を有する選手の発掘及び育成強化助成」において、選手の栄養管 行っている食事については、雑役務費(栄養管理費)となります。	理を
※スポーツ・教室大会等について、原則、助成事業実施日及び実施日の前後 れ1日の労務(会場設営撤去等)に係る宿泊費に限り対象経費となります。	それぞ
在勤地内(用務地と同一市町村内又は片道20km未満)の旅行に要する経費	
宿泊費 1泊につき上限12,000円 ※事業遂行上、やむを得ない場合に限ります。 ※「将来性を有する選手の発掘及び育成強化助成」において、選手の栄養管行っている食事については、雑役務費(栄養管理費)となります。	

【渡航費・滞在費】 助成事業の従事等に係る実施期間内の旅行に要する経費 ※実費弁償が原則となります。

種.	別・支出	出科目	細目	旅費算出基準			
外国							
旅費	渡航費渡航に要する経費						
		交	通費				
			航空賃	現に支払った旅客運賃			
				運賃の等級を二以上の階級に区分する航空機の場合は、最下位の級の運賃			
				ただし、役員(理事以上)として旅行する必要がある者については、職務の級相当に応じて直近上位の級の運賃とすることができるものとする。			
			鉄道賃	助成事業者の旅費規程に基づく現に支払った額			
			船賃	次のア〜イの合計額			
				ア 旅客運賃 (はしけ賃及び桟橋賃を含む。)			
				運賃の等級を三階級に区分する船舶の場合は、中級の運賃			
				運賃の等級を二階級に区分する船舶の場合は、下級の運賃			
				イ 座席指定料金を徴する船舶の場合には、座席指定料金			
			車 賃	次のアまたはイのいずれかの額			
				ア 現に支払った旅客運賃 (タクシーについては、必要その他やむを得ない場合の み対象)			
				イ 定額(旅行1kmにつき37円を上限とする。) (1km未満の端数切捨て)			
				道路通行料金、駐車場代については、定額に含めず現に支払った額とする。			
		雑	費				
			空港施設 利用料	設現に支払った額			
			査証代	現に支払った額(代行手数料含む。)			
			発券手	数料 現に支払った額			
			超過手物料金	荷現に支払った額			
	滞在費	渡航	に係る外	国滞在に要する経費			
		汫	在費				
			日当	定額(1日につき5,000円を超えない額)			
			宿泊料	現に支払った額 ※助成対象経費の合計額の算出に当たって含めることができる金額の上限は1泊 につき20,000円を原則とします。			
				に ノビ 20,000 で 水則 こ し ま す 。			

【借料及び損料】 賃貸借請負に要する経費等

※実施期間において競争に付して契約し、かつ、履行が完了した経費の支出額が原則となります。

摘要

- 〇 スポーツ教室、大会等の会場として使用するグラウンド、体育館や諸室等の利用料(付属設備・備品、照明電力使用料、冷暖房使用料等を含む。)
 - ※ 原則として、スポーツ教室、大会等の開催前日(準備)、開催当日、開催終了日の翌日(撤収等)までが対象経費となります。
- 〇 各種会議の会場利用料(付属設備・備品、照明電力使用料、冷暖房使用料等を含む。)
 - ※ 次に該当する場合は、対象外経費となります。

【助成事業者が所有する施設等である場合】

・所有する施設等の使用料について、当該経費が会計区分間(助成事業会計とその他の会計)において振り替えとなっているもの(第三者に支出されていないもの)

【助成事業者が地方公共団体である場合】

- ・所有する施設等の使用料について、当該経費が部局間において振り替えとなっているもの (第三者に支出されていないもの)
- ・所有する施設を指定管理制度を活用して運営している場合における当該施設の使用料について、指定 管理者から徴収する場合又は指定管理料と相殺する場合

【助成事業者が地方公共団体所有施設の指定管理者である場合】

- ・指定管理を行っている施設の使用料について、指定管理者(=助成事業者)の収入となり、地方公共 団体から受領する指定管理料と相殺しない場合
- 〇 物品借料(スポーツ用具・AEDを含む。)、バス・車借料(燃料代、道路通行料金、駐車場代を含む。 ただし、目的、日時、移動区間等が明確なものに限る。)
 - ※ レンタル業者以外の者から貸借取引した場合については、以下のとおりとなります。
 - ・取引の相手方が当該物品の所有者であること。
 - ・上限額は、1日につき、当該物品の取得価格(又は相当品販売価格)×5%を限度とする。
- ※ 光熱水料金は原則対象外経費(当該経費が部局間において振り替えとなっているもの(第三者に支出されていないもの)以外で、専用メーターを設置し、使用日時、使用量の実績(作業日報等)が明確となるものは対象。)となります。
- ※ 事務所の賃料及びパソコン、コピー機等経常的使用機器類のリース料は原則対象外経費となります。

【印刷製本費】 資料等の印刷作成請負に要する経費

※実施期間において競争に付して契約し、かつ、履行が完了した経費の支出額が原則となります。

摘 要

- 外部に請け負わせる印刷製本作成費(作成する資料等の仕様(用紙サイズ、頁数、印刷・製本方法等)、 必要部数が明確なものに限る。)
- ※ スポーツくじ(toto・BIG)のロゴマークの表示がない場合は、対象外経費となります。
- ※ 外部に請け負わせない既存資料の複写代(拡大コピー等含む。)は、対象外経費となります。

【通信運搬費】 郵送及び荷物等運搬請負に要する経費

※実施期間において競争に付して契約し、かつ、履行が完了した経費の支出額が原則となります。

摘要

- 荷物運搬料(目的、送付先、送付物の内容等の明細が確認でき、かつ事業の実施に必要なものに限る。)
- 〇 送付物の封入・発送作業等を、会社等事業者に請け負わせて実施する経費(目的、送付先、送付物の内容 等の明細が確認できるものに限る。)
- 〇 スポーツ情報の提供事業、新規会員獲得事業(体験会等の開催事業を除く。)、ドーピング防止情報提供 事業、スポーツ仲裁等事業、国民体育大会冬季大会競技会、国際スポーツ会議又は国際競技大会の開催に必 要な通信費(郵送料、切手・はがき代・メール便、電信電話料、その他これらに類するもので、目的、送付 先・通話記録等の明細が確認できるものに限る。)
- ※ 総合型地域スポーツクラブ活動助成(クラブアドバイザー配置事業を除く。)においては、対象外経費となります。

【雑役務費】 その他請負に要する経費

※実施期間において競争に付して契約し、かつ、履行が完了した経費の支出額が原則となります。

摘 要

- 〇 大会開催等に係る会場設営、看板作成、チケット販売、警備などを一定の仕様に基づいて会社等事業者に 請け負わせて実施する経費
 - ※ 大会スタッフや指導者の派遣等を会社等事業者に請負わせて実施する場合の助成対象経費の上限額 は、謝金及び旅費の基準を準用します。
- スポーツ大会の競技成績優秀者に対する表彰に必要なメダル等記念品の作成費
 - ※ 副賞賞品・参加賞等は対象外経費となります。
- 総合型地域スポーツクラブ活動助成において、新たな会員獲得のために行うイベント等で配布するタオル 等(安価広報物)の作成費(実参加人数を上限とする。)
- ウェブページコンテンツ作成料(スポーツ情報の提供事業及び助成対象事業の周知のみを目的としたコンテンツに限る。)
 - ※ ウェブサイトの管理運営費(既存ウェブサイトの更新費を含む。)は対象外経費となります。
- 〇 合宿等における管理栄養費

(支給される食事の代金について、1人につき6,000円/日を上限として対象となります。また、選手と同時に同一の食事を行う強化役員・スタッフの食事代についても対象となります。)

- ※ 「将来性を有する競技者の発掘及び育成活動助成」について、選手の栄養管理を行っている事業に限る。
- 〇 ドーピング検査費
- 銀行振込手数料(対象経費の支出に係るものに限る。)
- ※ 取得物品(助成対象財産)には原則としてスポーツくじ(toto・BIG)のロゴマークを表示(着脱式は不可)することとなります。(特注品となり取得価格が著しく高騰する場合を除く。)

【スポーツ用具費】 スポーツ用具等の購入に要する経費

※実施期間において競争に付して契約し、かつ、履行が完了した経費の支出額が原則となります。

摘 要

- 1件当たりの助成対象経費の合計額に30%を乗じた額を上限とする。(大型スポーツ用品の設置事業、将来性を有する競技者の発掘及び育成活動助成及び競技用備品設置事業を除く。)
- 選手等の水分補給のために必要な飲料、選手等のコンディショニング維持のために必要な物品(テーピング・鍼等)、救急用医薬品類(アンチ・ドーピングを考慮したものであること。)
 - ※ 「将来性を有する競技者の発掘及び育成活動助成」に限る。
- スポーツ活動に必要な競技用具
- 〇 スポーツ教室等の開催の際に使用するユニフォーム、ビブス、ゼッケン等被服類
- 〇 スポーツ指導者及びスタッフの被服類
- スポーツ教室、大会等の運営に必要な競技エリア・コース設営用品
- 〇 健康・体力相談に必要な健康・体力測定器(健康・体力相談事業を定期的に行う場合又は高齢者を対象とした事業を実施する場合に限る。)
- 〇 AED(自動体外式除細動器)、WBGT(湿球黒球温度)測定器
 - ※ AEDの購入については、1事業につき、1台までを助成対象経費とします。
- ※ 取得物品(助成対象財産)には原則としてスポーツくじ(toto・BIG)のロゴマークを表示(着脱式は不可)することとなります。ロゴマークの表示がない場合は、対象外経費となります。(国際ルール等により表示が困難なものや競技に支障が生じるもの、特注品となり取得価格が著しく高騰する場合を除く。)
- ※ 調達物品(助成対象財産)の取得後は、管理者を定めて管理を行うこととなります。また、調達物品の取得価格が50万円以上の物品については処分に制限があります。

【備品費】 備品の購入に要する経費

※実施期間において競争に付して契約し、かつ、履行が完了した経費の支出額が原則となります。

摘 要

- 天然芝維持活動に直接必要な備品(芝刈機等)
- マイクロバスの調達に係る車両本体価格(標準装備を含む。)及び統一デザインラッピングに要する経費
- 〇 ドーピング検査分析機器
- ※ 取得物品(助成対象財産)には原則としてスポーツくじ(toto・BIG)のロゴマークを表示(着脱式は不可)すること。(特注品となり取得価格が著しく高騰する場合を除く。)
- ※ 調達物品(助成対象財産)の取得後は、管理者を定めて管理を行うこととなります。また、調達物品の取得価格が50万円以上の物品については処分に制限があります。

【消耗品費】 消耗品の購入に要する経費

※実施期間において競争に付して契約し、かつ、履行が完了した経費の支出額が原則となります。

摘 要

- 天然芝維持活動、国際競技大会、国民体育大会冬季大会の競技会開催支援又は国際スポーツ会議の開催に 直接必要な消耗品
- 〇 ドーピング検査分析に直接必要な薬品類その他耐用年数が1年未満の物品
- ※ 上記以外の経費は、原則対象外経費となります。

【会議費】 会議の開催に係る飲食物の支給に要する経費

※実施期間において競争に付して契約し、かつ、履行が完了した経費の支出額が原則となります。

摘 要

- 国際スポーツ会議又は国際競技大会開催に係る会議の出席者に支給する飲料及び弁当代(数量は実出席者を上限とする。)
 - ※ 昼食の提供については、午前、午後を通して3時間以上実施する場合に限り対象経費となります。
- ※ 上記以外の経費は、原則対象外経費となります。

【委託費】 事業の一部を第三者に委任して実施するために必要な経費

※実施期間において競争に付して契約し、かつ、履行が完了した経費の支出額が原則となります。

摘 要

- 地方公共団体が実施するスポーツ大会等について、実行委員会等の第三者に事業の一部を委任して実施する際に必要な経費
 - ※ いわゆる諸経費、取扱手数料の類は対象外経費となります。
- その他、実施手法等を含め事業の一部を第三者に委任して実施する際に必要な経費
- ※ 委託金の額を含めた当該委託事業の事業収入総額が事業支出総額を上回る場合は、事業支出総額との差を減じた額を上限とする。

【補助金】 事業費の全部又は一部を補助するために必要な経費

※実施期間において競争に付して契約し、かつ、履行が完了した経費の支出額が原則となります。

摘 要

- タレント発掘・一貫指導育成事業において、助成事業者が定期的・継続的な育成を行う非営利のスポーツ クラブの活動に対して交付する補助金
- ※ 補助金の額を含めた当該間接助成事業の事業収入総額が事業支出総額を上回る場合は、事業支出総額との差を減じた額を上限とする。

【交付金】 事業費の全部又は一部を負担するために必要な経費

摘 男

- 〇 国民体育大会冬季大会の競技会開催支援事業において、競技会開催地市町村(特別区を含む。)が行う競技会開催事業に対し開催都道府県が交付する交付金
- ※ 交付金の額を含めた当該支援事業の事業収入総額が事業支出総額を上回る場合は、事業支出総額との差を減じた額を上限とする。

摘 要

<手数料>

- 〇 スポーツ指導者海外研修事業(若手スポーツ指導者長期在外研修)におけるセンターが指定する研修会等 への参加料
- 〇 競技会参加料 (エントリーフィー)
 - ※ 「将来性を有する競技者の発掘及び育成活動助成」に限る。
- ※ 上記以外の経費は、原則対象外経費となります。(両替手数料、印紙代、参加料、大会開催契約料・公認料など)

<保険料>

- 国外で実施する事業において選手・スタッフが加入する海外旅行保険の保険料
- 助成事業に招集された選手・スタッフが加入する傷害保険の保険料
 - ※ 上記のいずれも「将来性を有する競技者の発掘及び育成活動助成」に限る。
- ※ 上記以外の経費は、原則対象外経費となります。

【施設整備費】 大規模スポーツ施設整備助成事業及び地域スポーツ施設整備助成事業に必要な経費 ※実施期間において競争に付して契約し、かつ、履行が完了した経費の支出額が原則となります。 請負業者の選定については「会計処理の手引」をご確認ください。

胡貝禾石	の選及については「会計処理の子引」をこ確認ください。
支出科目	助成対象経費限度額算出基準
工事費	〇 大規模スポーツ施設整備助成に係る工事の助成対象範囲は以下のとおり
	・競技場の整備に必要な工事
	・競技場に附帯する駐車場、観客導入ライン等の工事
	※ 競技場の付加価値化(例:レストラン、ショッピングセンター等の商業スペースの設置 (又は改修、改造))工事は対象外経費となります。
	〇 対象外経費が含まれている場合の対象経費の算出方法
	(対象経費だけの内訳設計金額が算出されていても、対象外経費と同一の契約であれば以下の 算出による金額を適用する。)
	実施設計書
	対象直接工事費(A)=直接工事費(B)ー対象外直接工事費(C)
	工事費割合 (D) = (A) ÷ (B) (小数第5位以下切り捨て)
	対象共通仮設費(E)=共通仮設費×(D)(円未満切り捨て)
	対象現場管理費(F)=現場管理費×(D)(円未満切り捨て)
	対象一般管理費 (G) =一般管理費× (D) (円未満切り捨て)
	対象工事費 (H) = (A) + (E) + (F) + (G)
	請負率 (I) =契約金額÷実施設計工事金額 (小数第5位以下切り捨て)
	対象工事費(J)=((H)×(I)(円未満切り捨て))×消費税率
	※ 芝生化事業と防球ネット設置事業等の工事が同一契約の場合は、「芝生化に要する経費」と「それ以外の経費」で区分して、それぞれの事業に要する経費(対象経費+対象外経費)を算出します。
	〇 助成事業年度前に実施した対価(前金払いを含む。)として支出した経費は対象外
設計監理費	〇 実施設計費(上記工事費割合 (D) 及び請負率 (I) により算出した額を限度とする。)
	〇 工事監理費(上記工事費割合(D)及び請負率(I)により算出した額を限度とする。)
附帯設備費	○ 大規模スポーツ施設整備助成に係る工事に附帯して競技場に常設する機器又は安全設備等及び 競技場の整備に必要な機械、装置又は車両等

スポーツ振興助成事業 収支に関する証拠書類一覧表

【提出必須書類】

以下の書類について、基金助成、競技強化支援事業助成については原本、競技力向上事業助成及びくじ助成については写しを提出してください。間接助成事業者から助成事業者への提出書類については、助成事業者の案内に従ってください。

	ついて、基金助成、競技強化文援事業助成については原本、競技刀向上事業助成及ひくし助成については与しを提 い。間接助成事業者から助成事業者への提出書類については、助成事業者の案内に従ってください。
経理区分	実績(中間)報告時
諸謝金	 銀行振込伝票(又は領収書) 従事年月日・時間・内容などの内訳が分かる書類(従事時間確認簿など) [内訳が分かる書類で、確認が必要な項目] ・従事者名 ・教室(大会)名 ・実施場所 ・実施年月日 ・従事時間 ・従事内容
	・実施回数 ・謝金単価 ・支払明細(源泉徴収額、差引支給額など) <源泉徴収を行った場合> ・ 源泉徴収税払込書
	<原稿執筆謝金を支給した場合> ・ 文字数や掲載ページ数が分かる書類
	<会議出席謝金を支給した場合> ・ 議事録(議事署名人の押印のあるもの) <代理受領により支給した場合>
	・ 委任状若しくは代理受領者と従事者の間で交わされた領収書
旅 費 渡航費	・ 旅費等支給額一覧表又は旅費支給額の根拠となる書類(運賃検索システムの画面コピー等) <旅行者に旅費を支給した場合(旅行者が立替払を行った場合等)>
滞在費	・ 銀行振込伝票(又は領収書)…助成事業者と旅行者の間で交わされたもの [そのうち宿泊費が発生した場合に必要な書類]
	「そのうち福冶資が発生した場合に必要な書類」 ・銀行振込伝票(又は領収書)…旅行者と旅行業者(宿泊施設など)の間で交わされたもの ・支払金額の内訳が分かる書類(宿泊施設発行の請求内訳書など) ・宿泊者が分かる書類(宿泊者の氏名が記載された宿泊明細など)
	[そのうち航空賃が発生した場合に必要な書類] ・搭乗日、経路、航空券価格が分かる書類(領収書、eチケットの控え、搭乗証明書、予約確認表など)
	く助成事業者が旅行業者等と契約し旅行代金を支出した場合>銀行振込伝票(又は領収書)…助成事業者と旅行業者等の間で交わされたもの支払金額の内訳が分かる書類(請求内訳書など)
	[そのうち宿泊費が発生した場合に必要な書類]※請求内訳書などにより確認できる場合は省略可 ・宿泊者が分かる書類(宿泊者の氏名が記載された宿泊明細など)
	〈車賃が発生した場合〉 道路通行料金、駐車料金の領収書 移動経路及び移動距離が分かる資料
	くタクシー代を支給した場合> 必要その他やむを得ないことを示す理由書 (*)まれば世代号が付出するの状態と知识した場合>
	< 代表者等構成員が経営する企業等と契約した場合> ・ 徴取したすべての見積書
	〈外貨による支払いの場合〉 ・ 換算レートが分かる資料(外国為替計算書、両替計算書等)
	〈海外研さん活動において滞在費が発生した場合〉 滞在日数が確認できる資料(パスポートの写し等)
	<能力育成教育において通学費が発生した場合> ・ 履修教育機関の授業日が確認できる資料(シラバス等)
備品費 消耗品費	銀行振込伝票(又は領収書) 支払金額の内訳が分かる書類(請求内訳書など)
会議費	[内訳が分かる書類で、確認が必要な項目] ・購入した物・個数・単価
77117536	・ 関係規程に定める「シンボルマーク」又は「ロゴマーク」等の表示が確認できるもの (スポーツ用具費等の場合)
	< 代表者等構成員が経営する企業等と契約した場合 > 徴取したすべての見積書
	<外貨による支払いの場合> 換算レートが分かる資料(外国為替計算書、両替計算書等)
	<能力育成教育において消耗品又はスポーツ用具費を購入した場合> 授業で使用し、履修教育機関から購入する事を指示されたことが分かる資料(シラバス等)
賃 金	・ 銀行振込伝票又は振込が確認できる書類 ・ 作業日報又はクラブアドバイザー活動報告書
	・ 支払金額の内訳が分かる書類(給与明細、賃金台帳など)
	<源泉徴収を行った場合> ・ 源泉徴収税払込書
※銀行振込の証	拠として提出する伝票等には、依頼人(助成事業者)、振込先口座名義、取引日時、振込金額が明記されている必要があります。

※銀行振込の証拠として提出する伝票等には、依頼人(助成事業者)、振込先口座名義、取引日時、振込金額が明記されている必要があります (振込伝票に代えて、それらが記載されていない口座預金通帳等を提出することはできません)。

[※]現金払の証拠として提出する領収書等には、支払者(団体)名、支払金額、支払日、受領者名、受領者の印(サイン)、内容(品名・件名等)が明記されている必要があります。

[※]地方公共団体は、銀行振込伝票(又は領収書)に代えて、出納機関の支出証明のある支出命令書の提出でも可とします。

[※]インターネットバンキングにより銀行振込を行う場合は、銀行振込伝票として銀行振込画面を印刷して提出してください。

スポーツ振興助成事業 収支に関する証拠書類一覧表

【提出必須書類】

以下の書類について、基金助成、競技強化支援事業助成については原本、競技力向上事業助成及びくじ助成については写しを提出してください。間接助成事業者から助成事業者への提出書類については、助成事業者の案内に従ってください。

		で、基立的成、脱衣強化文法争乗的成に プレビは原本、脱技力向工争乗的成及びくじ的成に プレビは与しを提 間接助成事業者から助成事業者への提出書類については、助成事業者の案内に従ってください。
経理区分	Ī	実績(中間)報告時
借料・損料	Ι.	
印刷製本費通信運搬費		戦 1 版 2 日
雑役務費	١.	支払金額の内訳が分かる書類(施設や請負業者からの請求内訳書など)
保険料		[内訳が分かる書類で、確認が必要な項目]
		会場借料・使用施設名・使用年月日・単価・回数・使用時間・利用目的
		物品借料・物品名・使用年月日・個数・単価・利用目的
		(※利用目的が請求内訳書等から読み取れない場合は、但書き等に記載すること。)
		印刷製本費 ・印刷物品名 ・部数 ・単価
		通信運搬費・送付(運搬)物品名・個数・単価
		雑役務費・役務内容・役務内容積算内訳
		保険料・保険期間・単価
		ノジュー 古世界が変化し、歴史と歴界は、学の文に収入、野古州人が変化したほ人へ
		<バス・車借料が発生し、併せて燃料代、道路通行料金、駐車料金が発生した場合> 燃料代、道路通行料金、駐車料金の領収書
	١.	
		<通信運搬費のうち通信費が発生した場合>
	١.	へ 通信運搬員の プラ通信員が発生した場合 グ 配布先内訳
	[日 しょうしょく ログ・ログ・ログ・ログ・ログ・ログ・ログ・ログ・ログ・ログ・ログ・ログ・ログ・ロ
		<指定管理施設に係る借料が発生した場合>
	١.	指定管理契約に係る書類(条例、協定書等)
		<代表者等構成員が経営する企業等と契約した場合>
	١.	徴取したすべての見積書
		<管理栄養費が発生した場合>
	١.	選手等の栄養管理を行っていることが分かる書類
		(栄養士から宿泊施設へ指示をしている資料やそれに対する実際のメニュー表等)
		<外貨による支払いの場合>
	١.	換算レートが分かる資料(外国為替計算書、両替計算書等)
		<能力育成教育において学会投稿等で通信運搬費が発生した場合>
	١.	学会に投稿した成果物(研究論文等)
エンボ	Ŀ	学会投稿に係る書類
委託費		銀行振込伝票(又は領収書) 支払金額の内訳が分かる書類(請求内訳書など)
		文仏並領の内部が方がつ音類(調水内部音など) 検収書(検査調書)等委託費の確定額が分かる書類
	-	快収音(快旦調音) 守安礼員の推定領が力がる音規
		<実行委員会等の第三者に事務委任を行った場合>
	١.	委任先が作成した収支決算書
		委任先の支出を証する書類(各経理区分に準じた銀行振込伝票、請求内訳書など)
	۱.	委任先に通知した委託金額の確定通知書
補助金	•	銀行振込伝票(又は領収書)
交付金	•	間接助成事業者が作成した収支決算書
	•	間接助成事業者の支出を証する書類(各経理区分に準じた銀行振込伝票、請求内訳書など)
	·	間接助成事業者に通知した補助金又は交付金の額の確定通知書
工事費	<u> </u>	銀行振込伝票(又は領収書)
附帯設備費	١.	請求書
設計監理費	١.	入札又は見積り合わせの結果が確認できる書類
	١.	二十时天人们自
		完了報告書 ************************************
		検収書(検査調書) 現場写真(スポーツ振興とじ時式のまっが確認できるものも会も、)
		現場写真(スポーツ振興くじ助成の表示が確認できるものを含む。) 事業の実施結果やロゴマークを表示した印刷物やホームページの写し
その他		事業の美胞結果やロコマークを表示した印刷物やホームページの与し 銀行振込伝票(又は領収書)
(学費)		在学証明書
(丁貝/		学費の内訳が分かる書類(履修教育機関の募集要項等)
※銀行振込の証		- 子員のPinkがガがる自規(履じ教育版例の分米安視寺) :して提出する伝票等には、依頼人(助成事業者)口座名義、振込先口座名義、取引日時、振込金額が明記されている必要が

※銀行振込の証拠として提出する伝票等には、依頼人(助成事業者)口座名義、振込先口座名義、取引日時、振込金額が明記されている必要があります(振込伝票に代えて、それらが記載されていない口座預金通帳を提出することはできません)。

※現金払の証拠として提出する領収書等には、支払者(団体)名、支払金額、支払日、受領者名、受領者の印(サイン)、内容(品名・件名等)が明記されている必要があります。

※地方公共団体は、銀行振込伝票(又は領収書)に代えて、出納機関の支出証明のある支出命令書の提出でも可とします。

※インターネットバンキングにより銀行振込を行う場合は、銀行振込伝票として銀行振込画面を印刷して提出してください。

スポーツ振興助成事業 収支に関する証拠書類一覧表

【必要に応じ提出】

以下の書類は提出必須ではありませんが、助成事業者において保管してください。 (内容確認のため、提出を求める場合があります。)

経理区分	実績(中間)報告時
収入(全般)	・ 収入の内訳が確認できる書類
諸謝金	• 委嘱状(依頼文書)
	· 承諾書
	・旅費等を併せて支払う場合は、支払金額の内訳が分かる書類
	・ 専門的知識・能力を有する者であることが分かる書類 (職務経歴等)
旅費	・ 出張依頼(命令書)
渡航費	• 出張報告書
滞在費	
	<旅行会社等で切符等を手配した場合>
	・契約書(100万円以上の契約の場合)
	・ 納品書(同上)
	・ 検収書(検査調書)(同上)
備品費	・ 会議録(会議費のみ該当。日時、所要時間、場所、出席者、内容等が記載されたもの)
消耗品費	・ 支給物(飲料等)の数量が確認できる書類(参加者名簿等)
会議費	· 納品書
スポーツ用具費	ノ100T田以上の初めの担人 >
	│ <100万円以上の契約の場合> ・ 契約書
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
借料・損料	• 納品書
印刷製本費	
通信運搬費	く100万円以上の契約の場合>
雑役務費	· 契約書
	· 検収書 (検査調書)
委託費	・見積書
	・ 仕様書
	• 委託契約書
	・ 完了報告書
	く実行委員会等の第三者に事務委任を行った場合>
	・ 委任先が作成した事業計画書
	・ 委任先に提示した実施要項
	・ 委任先に通知した委任通知書、委任先から提出された承諾書
날마스	・ 委任先から提出された事業報告書
補助金	・補助金、交付金の交付要綱
交付金	・ 間接助成事業者に通知した交付決定通知書
	│・ 間接助成事業者から提出された事業報告書

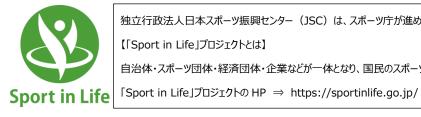
※提出の有無にかかわらず、全ての書類は助成事業者において、助成年度の翌年度からくじ助成は10か年度、くじ助成以外は5か年度保管してください。

総合型地域スポーツクラブマネジャーやナショナルコーチ等が兼業・兼職の場合は、兼業・兼職先の従事時間と重複がないこと を確認するため、以下の書類の提出を求める場合があります。

■兼業・兼職先の従事時間と重複がないことを証明する書類

■本木 本城九の化争時间と主後がないことと証明する首規			
場合別	提出物		
個人事業主 の場合	・ 確定申告書の控えの写し…無い場合は、所得証明書の原本		
	・ 兼業・兼職先の従事時間が分かる記録簿(タイムカード等)		
	・ 議事録…理事会等において、上記の兼業・兼職先の従事時間が分かる記録簿(タイムカード等)と助成		
	対象となる業務の従事時間が、重複していないことを確認したことが分かる書類		
被雇用者の場合	・ 所得証明書の原本		
	・ 兼業・兼職先の勤務時間・勤務日等が分かる記録簿 (タイムカード等)		
	・ 雇用契約書…賃金・勤務時間・勤務日等が確認できるもの		
	・ 勤務証明書…下記の記載事項、公印(社印)の押印があるもの。様式は任意		
	[必要な記載事項]		
	被雇用者氏名、就業(採用)年月日、従事内容、役職、勤務場所、出勤曜日、		
	勤務時間、法人住所、法人代表者名		
役員の場合	・ 役員が、職員を兼ねていない場合…個人事業主の場合と同様		
収貝の場合	・ 役員が、職員を兼ねている場合 …被雇用者の場合と同様		





独立行政法人日本スポーツ振興センター(JSC)は、スポーツ庁が進める「Sport in Life」プロジェクトに参画しています。 【「Sport in Life」プロジェクトとは】

自治体・スポーツ団体・経済団体・企業などが一体となり、国民のスポーツ参画を促進するプロジェクト